

# 山形県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

平成 19 年 11 月 30 日

規則第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、行政庁（広域連合長並びに別に定めるところにより広域連合長の権限に属する事務の委任を受けた職員及び広域連合長の管理に属する行政庁をいう。以下同じ。）が行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 3 章又は山形県後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成 19 年形広連条例第 21 号）第 3 章の規定に基づいて行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続に関し、この規則に規定する事項について、他の法令に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(聴聞の通知)

第 3 条 行政庁は、聴聞を行おうとするときは、別記様式第 1 号の通知書により、当事者に対して通知しなければならない。

(聴聞の期日又は場所の変更)

第 4 条 当事者は、やむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、別記様式第 2 号により聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 行政庁は、前項の申出により、又は職権で、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

3 行政庁は、前項の規定に基づき聴聞の期日又は場所を変更したときは、速やかに、当事者及び参加人に対し、別記様式第 3 号の通知書により通知しなければならない。ただし、当該通知をした日以降に法第 17 条第 1 項の規定による求めを受諾し、又は同項の規定による許可を受けた参加人については、この限りでない。

(関係人の参加許可)

第 5 条 関係人は、法第 17 条第 1 項の許可を受けようとするときは、聴聞の期日の 5 日前までに、別記様式第 4 号の申請書を主宰者に提出するものとする。

2 主宰者は、申請書を提出した関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを許可したときは、速やかに、その旨を当該関係人に通知しなければならない。

(文書等の閲覧の手続)

第 6 条 当事者又は当該不利益処分がなされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第 12 条第 3 項において「当事者等」という。）は、法第 18 条第 1 項の規定により資料の閲覧を求めようとするときは、別記様式第 5 号の請求書を行政庁に提出するものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧の請求については、口頭で求めれば足りる。

2 行政庁は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、行政庁

は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることをないように配慮するものとする。

- 3 行政庁は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の求めがあった場合に、当該審理により閲覧させることができないとき（法第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第22条第1項の規定に基づき、当該聴聞の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

（主宰者の指名）

第7条 法第19条第1項の規定による主宰者の指名は、第3条の通知のときまでに行わなければならない。

- 2 行政庁は、主宰者が法第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

（補佐人の出頭の許可）

第8条 当事者又は参加人は、法第20条第3項の許可を受けようとするときは、聴聞の期日の3日前までに、別記様式第6号の申請書を主宰者に提出しなければならない。ただし、法第22条第2項（法第25条後段において準用する場合も含む。）の規定により出頭させようとする補佐人であって、既に当該許可を受けている者については、この限りでない。

- 2 主宰者は、前項本文の申請があったときは、速やかに、同項に規定する許可をするかどうかを決定し、その決定の内容を申請者に通知しなければならない。

- 3 補佐人の行った意見の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取消さない限り、当該当事者又は参加人が自ら行ったものとみなす。

（聴聞の期日における意見の陳述の制限及び秩序の維持）

第9条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該聴聞に係る事案の範囲を超えて意見の陳述を行うときその他聴聞の期日における審理の適正な進行を図るためにやむを得ないと認めるときは、その者が行う意見の陳述を制限することができる。

- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の期日における審理の進行を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、退去を命じ、その他聴聞の期日における審理の秩序を維持するのに必要な措置を執ることができる。

（聴聞の期日における審理の公開）

第10条 行政庁は、法第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理を公開することが相当と認めるときは、当該聴聞の期日及び場所を公示し、あわせて、速やかに、その旨を当事者及び参加者に通知しなければならない。ただし、当該通知をした日以降に法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の規定による許可を受けた参加人については、この限りでない。

（陳述書の記載事項）

第11条 法第21条第1項の陳述書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 聴聞の件名並びに提出者の氏名（申請者が法人である場合にあってはその名称及び代表者名）及び住所

(2) 当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該聴聞に係る事案についての意見

(聴聞調書及び報告書の記載事項等)

第12条 主宰者は、法第24条第1項の調書（以下「聴聞調書」という。）に次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合にあっては、第4号に掲げる事項を除く。）を記載するとともに、これに記名押印しなければならない。

(1) 聴聞の件名

(2) 聴聞の期日及び場所

(3) 主催者の氏名及び職名

(4) 聴聞の期日に出頭した当事者若しくは参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人（以下この項及び次項において「聴聞参加者」という。）の氏名及び住所並びに当事者又は参加人が法人である場合にあっては、これらを代表して出頭した者の氏名及び職名

(5) 法第21条第1項の陳述書又は証拠書類等を提出した当事者若しくは参加人又はこれらの者の代理人の氏名又は名称及び住所

(6) 当該聴聞の期日に出席したこの広域連合の職員の氏名及び職名

(7) 聴聞の期日に出頭せず、かつ、法第21条第1項の陳述書若しくは証拠書類等を提出しなかった当事者又は参加人の氏名又は名称及び住所並びに当事者及びその代理人が出頭せず、かつ、陳述書若しくは証拠書類等を提出しなかったことの理由及びその理由が正当であるかどうかについての意見

(8) 聴聞参加者の陳述した意見（法第21条第1項の陳述書に記載された意見を含む。）並びに第6号に規定する職員の説明の要旨

(9) 提出された証拠書類及び証拠物の標目

(10) その他参考となるべき事項

2 聴聞調書には、書面、図面、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して聴聞調書の一部とすることができる。

3 主宰者は、法第24条第3項の報告書（以下「報告書」という。）に次に掲げる事項を記載するとともに、これに記名押印しなければならない。

(1) 聴聞の件名

(2) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

(3) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見

(4) 前号の意見の理由

(聴聞調書及び報告書の閲覧)

第13条 当事者及び参加人は、法第24条第4項の規定により聴聞調書又は報告書の閲覧を請求しようとするときは、別記様式第7号の請求書を、聴聞の終結前にあっては主宰者に、聴聞の終結後にあっては行政庁に提出するものとする。

2 第6条第1項ただし書及び同条第2項の規定は、前項の請求があった場合について準用する。この場合において、同条第2項中「行政庁」とあるのは、「主宰者又は行政庁」と読み替えるものとする。

3 行政庁は、当事者又は参加者から第1項の請求があった場合において、閲覧について日時及び場所を指定するときは、速やかに、当該日時及び場所を別記様式第8号による通知書によって当該申請者に通知しなければならない。

(弁明の機会の付与の通知)

第14条 行政庁は、弁明の機会を付与しようとするときは、別記様式第9号の通知書により、当事者に対して通知しなければならない。ただし、法第29条第1項の規定により、行政庁が口頭で弁明することを認めたときは、別記様式第10号により通知するものとする。

(弁明書)

第15条 法第29条第1項の弁明書は、別記様式第11号によるものとする。

(弁明書の提出期限等の変更)

第16条 当事者は、やむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、別記様式第12号により弁明書の提出期限又は弁明の日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。

2 行政庁は、前項の申出により、又は職権で、弁明書の提出期限又は弁明の日時若しくは場所を変更することができる。

3 行政庁は、前項の規定に基づき弁明の提出期限又は弁明の日時若しくは場所を変更したときは、速やかに、当事者に対し、別記様式第13号の通知書により通知しなければならない。

(弁明調書の作成)

第17条 行政庁は、法第29条第1項の規定により、口頭による弁明を認めたときは、職員のうちから弁明を聴取する者（以下「弁明聴取者」という。）を指名しなければならない。

2 弁明聴取者は、次の各号に掲げる事項を記載した調書を作成し、これを当事者又はその代理人に確認のうえ、記名押印を求めるものとする。

(1) 弁明の件名

(2) 弁明の日時及び場所

(3) 弁明聴取者の氏名及び職名

(4) 当事者又はその代理人の住所及び氏名

(5) 弁明の要旨

(弁明書が提出されない場合等の措置)

第18条 行政庁は、当事者又はその代理人が法第30条の提出期限までに弁明書を提出しない場合又は当事者又はその代理人が同条の弁明の日時に出頭しない場合は、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。

(条例等に基づく不利益処分に係る聴聞等の手続)

第19条 この広域連合の条例及び規則に基づく不利益処分に係る行政庁が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続は、法及びこの規則に定める聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続の例による。

## 附 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

別記様式第1号  
(第3条関係)

年 月 日

当事者  
住 所  
氏 名 様

行政庁名 印

通 知 書

\_\_\_\_\_に関し、あなたに対して不利益処分を行う予定です。ついては、下記により聴聞を行いますので、この通知書を持参のうえ出席ください。

- 1 予定している不利益処分の内容
- 2 根拠法令
- 3 不利益の原因となる事実
- 4 聴聞の期間
- 5 聴聞の場所
- 6 聴聞を担当する課等
  - (1) 名称
  - (2) 所在地
- 7 聴聞の主宰者
  - (1) 職名
  - (2) 氏名

(留意事項)

- 1 当日、聴聞の席で意見を述べ、証拠書類又は証拠物を提出することができます。なお、聴聞の席に代えて、陳述書及び証拠書類等を提出することもできます。
- 2 聴聞に出席できないやむを得ない理由がある場合は、聴聞の期日又は場所の変更を求めることができます。
- 3 聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

別記様式第2号  
(第4条関係)

年 月 日

行政庁名 様

申請者

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名 印

聴聞期日(場所)変更申出書

年 月 日に行われる聴聞期日(場所)について、下記により変更したいので申し出ます。

記

- 1 変更前の期日(場所)
- 2 変更後の期日(場所)
- 3 変更を申し出る理由

別記様式第3号  
(第4条関係)

年 月 日

申請者  
住 所  
氏名又は名称及び代表者氏名 様

行政庁名

印

聴聞期日(場所)変更通知書

年 月 日に行うこととしていた を当事者とする聴聞期日(場所)  
を下記のとおり変更したので通知します。

記

- 1 変更前の期日(場所)
- 2 変更後の期日(場所)

別記様式第4号  
(第5条関係)

年 月 日

聴聞の主宰者  
氏 名 様

住 所  
氏名又は名称及び代表者氏名 印

関係人の参加許可申請書

年 月 日 を当事者とする聴聞が行われる不利益処分につき、  
下記の利害関係があるので、当該聴聞に関する手続に参加することを許可してください。

記

利害関係

(備考)

当事者との関係及びその処分がなされた場合に害されることとなる利益等を具体的に記載してください。



別記様式第5号  
(第6条関係)

年 月 日

行政庁名 様

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名 印

不利益処分に関する文書等閲覧請求書

年 月 日に 当事者とする聴聞が行われる不利益処分に関し、  
下記の資料の閲覧を求めます。

記

閲覧を求める資料

別記様式第6条  
(第8条関係)

年 月 日

聴聞の主宰者  
氏名 様

住所  
氏名又は名称及び代表者氏名 印

補佐人出頭申請書

年 月 日に行われる を当事者とする聴聞について、当該聴聞の  
期日に下記の補佐人とともに出席することを許可してください。

記

- 1 補佐人の住所及び氏名
- 2 申請者との関係
- 3 補佐する事項

別記様式第7号  
(第13条関係)

年 月 日

行政庁名(主宰者)  
氏 名 様

住所  
氏名又は名称及び代表者氏名 印

聴聞調書及び報告書閲覧請求書

下記の聴聞調書(報告書)の閲覧を請求します。

記

閲覧を求める聴聞調書(報告書)

別記様式第8号  
(第13条関係)

年 月 日

請求者  
住 所  
氏名又は名称及び代表者氏名 様

行政庁名

印

不利益処分に関する文書等・聴聞調書（報告書）閲覧の日時及び場所指定通知書

先に請求がありました不利益処分に関する資料・聴聞調書（報告書）の閲覧の日時及び場所は、下記のとおりです。

なお、閲覧の当日には、この通知をご持参ください。

記

- 1 閲覧の日時
- 2 閲覧の場所

別記様式第9号  
(第14条関係)

年 月 日

当事者  
住 所  
氏 名 様

行政庁名 印

通 知 書

\_\_\_\_\_に関し、あなたに対して不利益処分を行う予定です。つ  
いては、弁明の機会を設けますので、下記により弁明書を提出してください。

記

- 1 予定している不利益処分の内容
- 2 根拠法令
- 3 不利益処分の原因となる事実
- 4 弁明書の提出期限及び提出先

(留意事項)

- 1 弁明を行うときは、証拠書類及び証拠物を提出することができます。
- 2 弁明書を提出期限までに提出できないやむを得ない理由がある場合は、提出期限の変更を求めることができます。

年 月 日

当事者  
住 所  
氏 名 様

行政庁名 印

通 知 書

\_\_\_\_\_ に関し、あなたに対して不利益処分を行う予定です。ついでには、下記により口頭による弁明の機会を設けますので、この通知書を持参のうえ出席してください。

記

- 1 予定している不利益処分の内容
- 2 根拠法令
- 3 不利益処分の原因となる事実
- 4 弁明の日時
- 5 弁明の場所
- 6 弁明の聴取をする課等
  - (1) 名称
  - (2) 所在地
- 7 弁明の聴取を行う者
  - (1) 職名
  - (2) 氏名

(留意事項)

- 1 弁明を行うときは、証拠書類及び証拠物を提出することができます。
- 2 弁明の期日に出席できないやむを得ない理由がある場合は、弁明の期日又は場所の変更を求めることができます。

別記様式第 11 号  
(第 15 条関係)

年 月 日

行政庁名 様

当事者  
住 所  
氏名又は名称及び代表者氏名 印

弁 明 書

\_\_\_\_\_の処分について、下記により弁明します。

記

(留意事項)

- 1 上記弁明の欄に記載できないときは、別紙に記載し、添付してください。
- 2 提出する証拠書類及び証拠物があるときは、添付してください。

別記様式第 12 号  
(第 16 条関係)

年 月 日

行政庁名 様

申請者  
住 所  
氏名又は名称及び代表者氏名 印

弁明書の提出期限（弁明の日時（場所））変更申出書

年 月 日に行われる弁明書の提出期限（弁明の日時（場所））について、  
下記により変更したいので申し出ます。

記

- 1 変更前の提出期限（日時（場所））
- 2 変更後の提出期限（日時（場所））
- 3 変更を申し出る理由



別記様式第 13 号  
(第 16 条関係)

年 月 日

申請書  
住 所  
氏名又は名称及び代表者名 様

行政庁名 印

弁明書の提出期限（弁明の日時（場所））変更通知書

年 月 日までに提出することとしていた（におこなうこととしていた）  
を当事者とする弁明書の提出期限（弁明の日時（場所））を下記のとおり変更したので通  
知します。

記

- 1 変更前の提出期限（日時（場所））
- 2 変更後の提出期限（日時（場所））